

学校法人天満学園 寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人天満学園と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府堺市美原区平尾1060番1に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「教育は徳なり」に基づき学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 太成学院大学

経 営 学 部

現代ビジネス学科

人 間 学 部

子ども発達学科

健康スポーツ学科

心理カウンセリング学科

看 護 学 部

看 護 学 科

(2) 太成学院大学高等学校

全 日 制 課 程

普 通 科

ス ポ ー ツ 科

(3) 削 除

(4) 太成学院天満幼稚園

(5) 太成学院大学歯科衛生専門学校

医療専門課程

歯科衛生士学科

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上9人以内

(2) 監事 2人

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 太成学院大学学長

(2) 太成学院大学歯科衛生専門学校校長

(3) 太成学院大学高等学校校長

(4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人又は3人

(5) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人又は3人

2. 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3. 太成学院大学学長が太成学院大学歯科衛生専門学校校長を兼務する場合第5条第1項第1号の理事の定数から兼務する数、すなわち1を減ずるものとする。

(監事の選任及び職務)

第 7 条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3. 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、
毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、
理事会に出席して意見を述べること

- 4. 前項第6号の請求あった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(親族関係者等の制限)

- 第 8 条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。
- 2. この法人の監事には、この法人の理事又はその親族その他特殊の関係がある者若しくは、職員(学長、校長、園長及び教員をふくむ。)が含まれることになってはならない。
 - 3. この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事長の職務及び代理並びに代行)

- 第 9 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2. 理事長に事故あるとき、又は、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い理事が、その職務を代理し、又その職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第 10 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(役員任期)

第 11 条 役員(第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により理事となる者を除く、この条中以下同じ。)の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第 12 条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 13 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
2. 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第 14 条 役員は、その地位について報酬を受けることができない。

2. 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事会)

第 15 条 この法人に理事をもって組織する理事会をおく。

2. 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
3. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
4. 理事会は、理事長が招集する。
5. 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
6. 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
7. 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
8. 理事会の議長は、理事長とする。
9. 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。この通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決の方法)

第 16 条 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合には、議長は、理事として議決に加わることができない。

(議事録)

第 17 条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、

議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事及び監事が署名押印し、または議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。
3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 18 条 この法人に評議員をおく。

2. 評議員会は、15人以上19人以内の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
7. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることはできない。ただし、第11項の規定による除斥のための過半数に達しないときは、この限りではない。
8. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
9. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
10. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
11. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任、解任及び退任)

第 19 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。）のうちから、理事会において選任した者 3人又は4人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人又は3人
 - (3) 本法人理事 4人又は5人
 - (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人又は7人
2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
 3. 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
 4. 評議員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(準用規定)

第20条 第13条及び第14条の規定は、評議員について準用する。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、理事長これにあたる。

(諮問事項)

第22条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併

- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(議事録)

- 第 23 条 第 17 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録の作成にて準用する。
- 2. 議事録には、出席した評議員及び監事が署名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(任期)

- 第 24 条 評議員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2. 評議員は、再任されることができる。
 - 3. 評議員は、その任期満了の後でも、後任の選任されるまではなお、その職務を行う。

第 5 章 役員 の 損 害 賠 償 責 任

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

- 第 25 条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2. 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

- 第 26 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第 27 条 第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の

理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額(以下「最低限度額」という。)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低限度額とのいずれか高い額とする。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第 28 条 前 27 条の規定は、理事が自己のためにした法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第 29 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学料及び試験料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 31 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を

得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 32 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 33 条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産収入をもって支弁する。

(会計)

第 34 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という。以下同じ。）とする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 35 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 36 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、これにつき監事の監査を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 37 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅延なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の届出をしたとき

寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき

当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき

これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき

当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第 40 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後 3 か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 41 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 42 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

(残余財産の帰属者)

第 43 条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 44 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 45 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 9 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 46 条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、太成学院大学の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第 48 条 この寄附行為施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	足 立	喜 三 郎
理 事	足 立	喜 典
理 事	金 崎	正 直
理 事	布 谷	伊 久
理 事	林	喜代太郎
理 事	山 本	貞 博
理 事	吉 松	昌 太 郎

附 則

1. この寄附行為は、昭和 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正寄附行為は、昭和 48 年 12 月 26 日から施行する。
3. この改正寄附行為は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
4. この改正寄附行為は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 60 年 5 月 1 日）から施行する。
6. この改正寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 60 年 7 月 4 日）から施行する。
7. この改正寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 61 年 3 月 31 日）から施行する。
8. この改正寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 61 年 12 月 23 日）から施行する。
9. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 6 月 30 日）から施行する。
10. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年 3 月 22 日）から施行する。
11. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 3 月 11 日）から施行する。
12. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 12 月 19 日）から施行する。ただし、第 2 条については平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この寄附行為の施行日の前日において、改正前の寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定により、この法人の理事の職にある者にあつては、改正後の寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定によりそれぞれ選任されたものとみなす。
13. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 3 月 31 日）から施行する。
14. 平成 14 年 12 月 19 日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、太成学院大学中学校及び太成学院大学高等学校の名称変更については、平成 14 年 12 月 27 日文部科学大臣認可の日とする。
15. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 1 月 7 日）から施行する。
16. この改正寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日文部科学大臣認可日から施行する。ただし、大阪短期大学天満幼稚園及び大阪短期大学歯科衛生学院専門学校は、前項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する園児及び学生が卒園・卒業するまでの間存続するものとする。
17. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 5 月 28 日）から施行する。
18. この改正寄附行為は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
19. この改正寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

20. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。
21. 平成18年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成19年4月1日から施行する。
22. この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
（太成学院大学 総合経営学部 経営経済学科の存続に関する経過措置）
太成学院大学 総合経営学部 経営経済学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
23. この改正寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
24. この改正寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
25. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年4月26日）から施行する。
26. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年7月30日）から施行する。
27. この改正寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
28. この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成26年1月15日）から施行する。
29. この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成28年2月17日）から施行する。
30. この改正寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
31. この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年5月30日）から施行する。
32. この改正寄附行為は、平成29年7月8日から施行する。
33. 令和2年2月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。
34. この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和3年12月21日）から施行する。